奈良県と三宅町との県有地(石見地区) を核としたまちづくりに関する協定書

奈良県(以下「甲」という。)及び三宅町(以下「乙」という。)は、同町石見地区における県有地を核としたまちづくりについて、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三宅町内における地域経済の発展や雇用創出に向けて 潜在能力を有する地域の新たなまちづくりに資するため、甲及び乙が相互 に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項につい て緊密に連携し協力することを目的とする。

(取組事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、「次世代を担う学生×企業のまち」をテーマとしたまちづくり(以下「まちづくり」という。)に向けて、次の事項に取り組む。
 - (1) 若者が、生活しながら成長できるヤング・イノベーション・レジデンスに関すること
 - (2) まちのコンセプトに賛同する、研究や新産業にチャレンジする企業 の誘致に関すること
 - (3) その他、県有地周辺を含む地域の活性化に関すること

(対象地区)

第3条 前条に掲げるまちづくりに関し、甲が実施する事業の対象とする地区の位置及び区域(以下「事業区域」という。)は別紙1のとおりとする。ただし、別紙1に掲げる事業区域については、甲のまちづくりの構想・計画策定に応じ、甲及び乙が協議のうえ、変更することができるものとする。

(役割分担)

- 第4条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。
 - 甲 甲が策定するまちづくりの構想・計画に関すること 乙が策定するまちづくりの構想・計画の支援に関すること 事業区域において、甲が必要と認める施設整備等に関すること

乙 乙が策定するまちづくりの構想・計画に関すること 甲が策定するまちづくりの構想・計画の支援に関すること まちづくりに附随する乙が必要と認める施設整備等に関すること

(予算の確保)

第5条 甲及び乙は、前条に規定する役割分担に基づく取組に必要な予算の 確保に努めるものとする。

(協定の変更)

第6条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申 し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲または乙 の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項に ついては、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ押 印の上、各1通を保有する。

令和6年5月14日

- 甲 奈良市登大路町 30 番地 奈良県知事 山下 真
- 乙 磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地 三宅町長 森田 浩司